

指定排水設備工事業者の指定を 受けるための申請手続について

堺市内で排水設備工事を行うためには堺市下水道条例第5条第1項に規定されている指定排水設備工事業者の指定を受けていただく必要があります。

この指定排水設備工事業者の指定を受けるためには、堺市下水道条例第5条の3第1項に規定する下記の指定の基準をすべて満たしている必要があり、所定の書類等を添付の上申請が必要となりますので、下記の事項に留意の上、申請してください。

記

1 指定の基準（堺市下水道条例第5条の3第1項）

- 大阪府内に営業所を有する者であること。
- 営業所ごとに、下水道排水設備工事責任技術者として大阪府下水道協会の登録を受けた者を選任していること。
- 排水設備工事に必要な機械器具を有する者であること。
- 一定の欠格要件（堺市下水道条例第5条の3第1項第4号）のいずれにも該当していない者であること。

2 申請方法

郵送・窓口持参・Eメール・堺市電子申請システム

なお、Eメール又は堺市電子申請システムで申請する場合は、次の申請書類のうち、住民票の写し、登記事項証明書、納税証明書については、別途原本を郵送又は窓口へ持参してください。

3 旧姓使用について

個人業者さまで旧姓使用を希望する場合はこれを認めますので、次のとおり記載してください。この場合、旧姓を記載した住民票の写しを添付してください。

例：『下水』が現行の姓、『上水』が旧姓、名が『花子』の場合

○旧姓を単記する場合の例（現行の姓に代えて旧姓を記載してください。）

姓名：上水 花子

○旧姓を併記する場合の例（現行の姓に加えて旧姓を〔上水〕のように追記してください。）

姓名：下水〔上水〕 花子

新規指定に係る申請書類一覧

	No.	提出書類	説明
個人・法人共通	1	堺市指定排水設備工事業者指定申請書 (様式第1号)	
	2	堺市指定排水設備工事業者誓約書 (様式第2号)	条例第5条の3第1項第4号アからオまでに該当しない旨を誓約するものです。
	3	堺市指定排水設備工事業者営業用機械器具調書 (様式第3号)	様式裏面の1～7までの種別をすべて網羅してそれぞれの品目例を参考に記入してください。
	4	営業所等の写真	店舗外観、事務室内部、機械器具（材料のみの写真は不可）の写真をA4カラーでデータ印刷のうえ添付してください。（枚数は問いません。） 店舗外観の写真は、屋号を鮮明に写してください。 <u>L版等の現物の写真の提出は不可とします。</u>
個人の方	5	住民票の写し	申請日前3か月以内に市役所で発行された <u>原本</u> （コピー不可）
	6	市・府民税の納税証明書（ <u>前年度分</u> ） <u>※課税証明書ではありませんのでご注意ください。</u>	申請日前3か月以内に市役所で発行された <u>原本</u> （コピー不可） <u>非課税の方は、納税証明書が発行されませんので、非課税証明書を添付してください。</u>
法人の方	7	登記事項証明書 <u>※定款は令和7年4月1日より添付不要になりました。</u>	<u>【登記事項証明書】申請日前3か月以内に法務局が発行した登記記録に記録されている履歴事項の全部を証明する書面の原本（コピー不可）</u> <u>一般財団法人民事法務協会の登記情報提供サービスで出力された『商業登記情報』は不可とします。</u>
	8	法人市民税と法人府民税の納税証明書（ <u>前年度分</u> ） <u>※課税証明書ではありませんのでご注意ください。</u>	<u>【法人市民税の納税証明書】申請日前3か月以内に市役所で発行された原本（コピー不可）</u> <u>【法人府民税の納税証明書】申請日前3か月以内に府税事務所で発行された原本（コピー不可）</u>
新規指定手数料は10,000円です。 （指定証書交付手数料1,000円を含みます。） 入金方法については申請後ご案内させていただきます。 <u>※新規指定受付締切日は偶数月の20日となります。</u>			担当課 〒591-8505 堺市北区百舌鳥梅北町1丁39番地2 堺市上下水道局 給排水設備課 TEL 072-250-8945

※1～3の書類は、HPからダウンロードできます。

堺市指定排水設備工事業者指定申請書

令和7年4月1日

堺市上下水道事業管理者 殿

日付欄は提出日を記入してください。

【個人】住民票の住所、屋号、代表者氏名、電話番号を記入してください。

【法人】登記事項証明書の住所、商号、代表者の職氏名、電話番号を記入してください。

申請者 住所(所在地) 堺市〇区〇〇町1-2-3
氏名(名称) 株式会社〇〇設備
(代表者氏名) 代表取締役 排水 太郎
電話番号 072-123-4567

堺市指定排水設備工事業者の指定を受けたいので、堺市下水道条例第5条の2第2項の規定により、関係書類を添えて申請します。

営業所の所在地	堺市△区□□町1-2-3	
ふりがな	〇〇せつび さかいしてん	
営業所の名称	株式会社〇〇設備 堺支店	
営業所の電話番号	072-000-1234	
営業所のメールアドレス	abcdefg12345@〇〇〇〇.co.jp	
責任技術者の氏名 及び登録番号	氏名	登録番号
	排水 太郎	1234567
※他の営業所の責任技術者を兼任している場合はその兼務状況 【記入例】 排水太郎は、大阪府の区域内における弊社北大阪支店の責任技術者を兼務しています。 なお、弊社北大阪支店の所在地は、大阪府〇〇市△△町〇丁〇番〇号です。		

迷惑メール対策やドメイン指定受信等を設定している方は、当局からの確認メールを受信できるよう受信設定を確認してください。

備考 登録番号は、大阪府下水道協会が発行する下水道排水設備工事責任技術者証に記載されている7桁の番号です。

堺市指定排水設備工事業者誓約書

令和7年4月1日

堺市上下水道事業管理者 殿

【個人】住民票の住所、屋号、
代表者氏名を記入してください。

【法人】登記事項証明書の住
所、商号、代表者の職氏名を記
入してください。

日付欄は提出日を記
入してください。

申請者 住所(所在地) 堺市〇区〇〇町1-2-3

氏名(名称) 株式会社〇〇設備

(代表者氏名) 代表取締役 排水 太郎

申請者（法人の場合は、当該法人及びその役員その他これに類する者）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当しない者であることに相違ないことを誓約します。

- (1) 精神の機能の障害により排水設備工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者であること。
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であること。
- (3) 堺市下水道条例第5条の7第1項の規定により指定を取り消され、当該取消しの日から2年を経過しない者であること。
- (4) その業務に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由があること。

様式第3号 (第2条関係)

(表面)

堺市指定排水設備工事業者営業用機械器具調書

営業所の名称	株式会社〇〇設備 堺支店
--------	--------------

[illegible]

注意 裏面の表の配列の順にその番号を付して、番号順に記入してください。

(裏面)

番号	種別	品目例
1	排水設備工事用工具	てこ、トンカチ、チス、大ハンマー、はつりハンマー、練りスコップ、練り鉄板、塗りこて、レンガこて、仕上げこて、パイプ切断機等
2	土木工事用工具	両つるはし、スコップ、排水用ポンプ、 転圧機、舗装用切断機、掘削機等
3	測量用器具	水平器、水準器、箱尺、巻尺、水糸等
4	水道工事用工具	ウォーターポンプ、トーチランプ、プライヤー、やすり、 パイプレンチ、金切のこ、水圧テストポンプ、水圧ゲージ等
5	保安用具	工事中標識板、警戒標識、排水設備工事表示板、 防護柵、ガードロープ、点滅式黄色灯等
6	運搬車両	軽トラック、2トントラック等
7	営業所備品	机、いす、パソコン、複写機、電話等